

参考資料

1 統計資料

(1) 東京の水道（区部及び都営水道 26 市町）

ア 基本事項

事業開始年月日		年 度	給水区域面積 (km^2)	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水源量 ($\text{万 m}^3/\text{日}$)
創設認可	供用開始				
明治 23. 7. 5 (1890)	明治 31. 12. 1 (1898)	6	1, 239. 21	6, 844, 500	680
		7	1, 239. 21	6, 844, 500	680

年 度	給水人口 (人)	配水管延長 (km)	給水件数 (件)	メータ装置個数 (個)	職員数 (人)
6	13, 847, 475	27, 585	8, 134, 056	8, 175, 097	3, 507
7	13, 928, 448	27, 639	8, 232, 516	8, 264, 147	3, 448

（注 1）令和 6 年度以降の給水人口は、国勢調査の結果により補正されることがある。

（注 2）給水区域面積、給水人口、給水件数及び職員数は、各年度における 10 月 1 日現在の値である。

イ 配水量

年 度	年間総配水量 (千 m^3)	一日平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	一日最大配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	負荷率 (%)
6	1, 528, 133	4, 186, 700	4, 462, 600（7 月 4 日）	93. 8
7	1, 540, 566	4, 220, 700	4, 502, 600（6 月 18 日）	93. 7

（注 1）配水量には、未統合市への分水量を含む。

（注 2）負荷率は、一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合で表される。

参考資料

ウ 経営状況

年 度	総収益	給水収益	供給単価 ($\text{円}/\text{m}^3$)	給水原価 ($\text{円}/\text{m}^3$)	職員 1 人当り 営業収益 (千円)	総費用 (百万円)
	(百万円)	(百万円)				
6	338, 056	285, 848	215. 17	217. 87	107, 968	336, 826
7	356, 627	252, 904	189. 63	192. 79	112, 317	357, 309

年 度	職員給与費 (百万円)	支払利息 (百万円)	減価償却費 (百万円)	動力費 (百万円)	薬品費 (百万円)	修繕費 (百万円)	その他 (百万円)
6	28, 196	2, 501	78, 373	16, 236	5, 110	111, 846	94, 564
7	28, 674	3, 168	81, 392	15, 249	6, 527	120, 449	101, 850

（注）供給単価及び給水原価は税込である。

エ 施設利用効率の分析

年度	施設利用率 (%) ＝（一日平均配水量 / 浄水施設能力 ^(注) ）×100	最大稼働率 (%) ＝（一日最大配水量 / 浄水施設能力 ^(注) ）×100
6	73.5	78.3
7	72.8	77.6

（注）浄水施設能力は、公称施設能力から水質管理の強化等に伴う経常的な能力低下や補修工事等に伴う能力低下を考慮した施設能力である。

オ 経営安定度の分析

年度	総収支比率 (%)	流動比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	企業債元利償還金対 料金収入比率 (%)
6	100.4	146.2	82.3	5.4
7	99.8	129.7	80.9	5.2

（２）東京の水道の推移（区部及び都営水道 26 市町）

項目 \ 年度	28	29	30	元
給水区域内人口（人）	13,309,957	13,430,557	13,545,199	13,659,538
給水人口（人）	13,309,895	13,430,499	13,545,141	13,659,482
普及率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0
給水件数（件）	7,443,762	7,551,025	7,656,496	7,767,460
配水管延長（km）	27,038	27,126	27,195	27,265
施設能力（m ³ /日）	6,859,500	6,859,500	6,859,500	6,859,500
年間総配水量（千m ³ ）	1,530,174	1,541,705	1,540,896	1,542,737
一日最大配水量（m ³ /日）	4,511,000	4,570,300	4,602,000	4,500,500
一日平均配水量（m ³ /日）	4,192,300	4,223,800	4,221,600	4,215,100

（注１）配水量には、未統合市への分水量を含む。

（注２）令和３年度以降の給水区域内人口及び給水人口は、国勢調査の結果により補正されることがある。

（注３）給水区域内人口、給水人口、普及率及び給水件数は、年度における10月１日現在の値である。

（３）主要都市の水道

項目 \ 都市名	東京都	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市
給水人口（人）	13,951,108	1,957,839	1,059,951	1,357,703	1,561,775	3,757,093	748,797	651,869
導送配水管延長（km）	28,438	6,173	3,818	3,694	2,553	9,489	4,849	2,730
給水戸数（戸）	8,276,409	1,013,955	554,759	664,703	803,534	1,986,110	339,563	316,493
職員数（人）	3,478	653	445	411	597	1,529	381	208
給水施設能力（m ³ /日）	6,844,500	743,600	412,170	534,400	758,200	1,820,000	376,000	314,160
一日最大配水量（m ³ ）	4,502,600	565,180	341,243	395,340	535,100	1,168,300	287,484	250,544
一日平均配水量（m ³ ）	4,220,700	527,900	326,800	371,700	498,800	1,099,800	258,800	236,300
料金（家庭用13mm 10m ³ ）（円・税込）	1,067	1,452	1,518	1,364	792	1,064	1,804	1,430
供給単価（税抜）（円/m ³ ）	171.78	197.74	209.82	209.99	137.44	187.23	191.61	145.16
給水原価（税抜）（円/m ³ ）	236.73	190.45	206.25	202.92	172.39	196.25	163.02	141.95

（注）令和７年度地方公営企業決算の状況（総務省）調による。

供給単価及び給水原価は、総務省が発表している水道事業経営指標に基づき算出したものである。

供給単価＝給水収益÷年間総有収水量

給水原価＝（経常費用－（長期前受金戻入＋受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費））÷年間総有収水量

(4) 配水量分析の年度比較表（区部及び都営水道 26 市町）

項 目 \ 年 度	3		4		5		6		7	
	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)	水量 (千m ³)	構成比 (%)
配水量	1,521,391	100.0	1,516,654	100.0	1,526,632	100.0	1,528,133	100.0	1,540,566	100.0
有効水量	1,466,722	96.4	1,458,559	96.2	1,464,784	95.9	1,472,529	96.4	1,478,563	96.0
有収水量	1,460,376	96.0	1,451,388	95.7	1,458,028	95.5	1,466,118	96.0	1,472,243	95.6
無収水量	6,346	0.4	7,171	0.5	6,756	0.4	6,411	0.4	6,320	0.4
無効水量	54,669	3.6	58,095	3.8	61,848	4.1	55,604	3.6	62,003	4.0
漏水量	52,527	3.5	55,943	3.7	59,717	3.9	53,461	3.5	59,947	3.9
調定減額水量	2,142	0.1	2,152	0.1	2,131	0.2	2,143	0.1	2,056	0.1

(注) 水量及び構成比は、合計と内訳が一致しない場合、端数処理を行っている。

2	3	4	5	6	7
13,702,629	13,666,240	13,695,631	13,755,388	13,847,531	13,928,504
13,702,572	13,666,183	13,695,575	13,755,332	13,847,475	13,928,448
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7,803,092	7,831,979	7,909,895	8,020,572	8,134,056	8,232,516
27,341	27,403	27,466	27,520	27,585	27,639
6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500	6,844,500
1,540,872	1,521,391	1,516,654	1,526,632	1,528,133	1,540,566
4,531,800	4,430,800	4,503,500	4,476,500	4,462,600	4,502,600
4,221,600	4,168,200	4,155,200	4,171,100	4,186,700	4,220,700

浜 松 市	名 古 屋 市	京 都 市	大 阪 市	堺 市	神 戸 市	岡 山 市	広 島 市	北 九 州 市	福 岡 市	熊 本 市
753,772	2,471,987	1,424,531	2,817,994	808,277	1,480,065	690,174	1,206,084	936,757	1,614,149	704,942
5,522	8,629	4,283	5,220	2,443	5,262	4,398	4,887	4,684	4,241	3,631
363,539	1,416,219	812,669	1,762,233	411,603	829,515	344,322	606,320	512,127	983,353	369,399
183	1,260	656	1,239	233	533	363	639	312	574	292
377,317	1,424,000	738,778	2,370,700	427,800	809,207	322,000	601,201	769,000	780,987	377,695
255,801	802,239	505,904	1,184,700	268,930	531,750	253,072	378,421	317,010	461,934	244,132
237,400	745,200	479,000	1,120,800	251,600	497,000	232,900	350,900	285,300	427,700	221,200
1,283	957	1,067	1,045	1,122	1,111	1,254	891	858	1,122	1,155
129.34	165.24	167.05	148.42	154.46	196.67	183.40	146.92	145.03	218.66	165.17
142.12	181.03	165.97	147.25	171.99	191.18	169.99	156.24	180.73	197.49	149.34

参考資料

(5) 海外都市の水道

	東京	ロンドン	ニューヨーク	パリ
給水人口 (万人)	1,395	1,600	880	211
管路延長 (km)	28,438	32,186	11,265	1,998
職員数 (人)	3,478	7,824	6,000	867
一日平均配水量 (千m ³ /日)	4,221	2,600	3,785	476

(注1) 東京は令和7年度値

(注2) 各海外都市は、令和8年度の当局の調査で各都市における主要な水道事業体ホームページ等から収集した数値

(注3) ロンドンの管路延長及び職員数には、ロンドン近隣地域及び下水道分を含む。

(注4) ニューヨークの職員数には下水道分を含む。

(6) 貯水量及び降水量

多摩川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

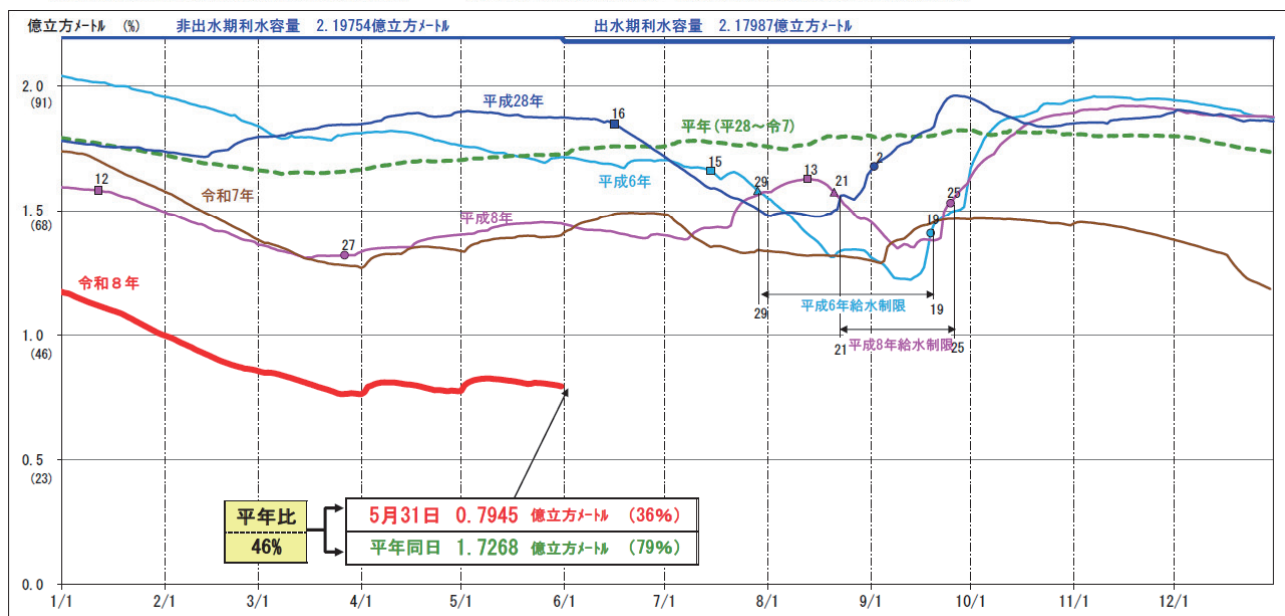
年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年合計	平年比(%)
令和8 (平年比%)	4 (9)	22 (39)	79 (85)	162 (149)	79 (64)								346	—
令和7	23	11	119	83	173	83	215	73	217	74	2	17	1,092	68.1
平成28	73	75	76	97	74	96	89	329	245	46	95	89	1,384	86.4
平成8	17	46	101	70	65	95	245	93	297	96	60	25	1,207	75.4
平成6	56	71	102	53	106	119	140	95	414	122	25	24	1,327	82.8
平年	43	55	92	109	123	182	213	246	247	173	76	43	1,602	—

※平年：大正14年～令和7年まで101年間の平均値

※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

利根川水系取水制限 実施：□
給水制限 実施：△
解除：○



利根川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年合計	平年比(%)
令和8 (平年比%)	21 (49)	19 (42)	64 (92)	89 (99)	77 (65)								270	—
令和7	23	45	90	92	149	138	148	98	141	93	18	34	1,070	77.4
平成28	69	36	57	104	56	156	134	328	312	55	68	56	1,431	103.6
平成8	26	35	68	47	98	117	155	78	217	80	55	23	999	72.3
平成6	27	50	52	23	139	107	104	153	346	87	26	29	1,143	82.8
平年	43	46	69	90	118	177	200	205	207	129	58	39	1,381	—

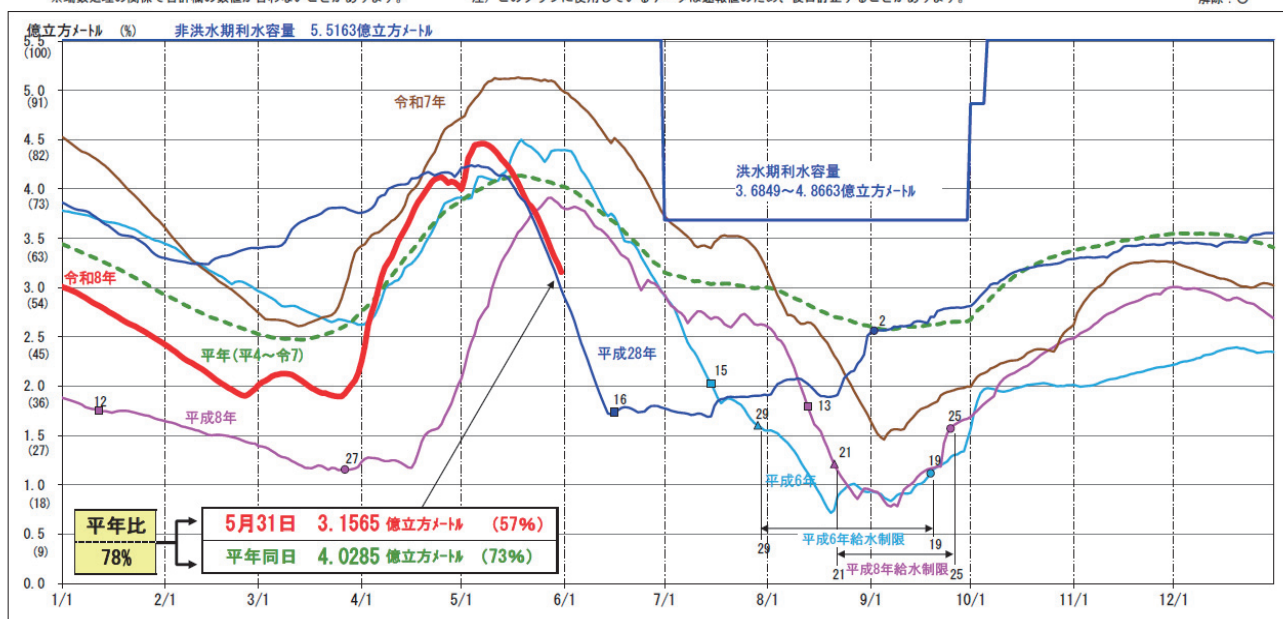
※平年：昭和23年～令和7年まで78年間の平均値

※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

年	過去の取水制限及び給水制限	取水制限 最大(%)	給水制限 最大(%)
平成28	利根川水系取水制限 実施～解除 6/16～9/2	10	—
平成8	1/12～3/27、8/13～9/25	30	15
平成6	7/15～9/19	30	15

利根川水系取水制限 実施：□
給水制限 実施：△
解除：○



荒川水系ダム貯水量及び降水量（令和8年5月末現在）

荒川秋ヶ瀬上流域 平均降水量 (mm)												
年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和 8 (平年比%)	4 (11)	28 (73)	78 (106)	111 (117)	84 (72)							
令和 7	18	7	131	121	162	107	138	48	190	78	5	17
平成 29	24	10	73	67	67	70	218	263	138	488	13	7
平成 8	1	22	55	62	80	47	204	32	314	74	57	17
平成 6	42	44	64	25	111	103	152	142	344	119	21	24
平年	34	39	73	95	116	165	185	209	229	156	58	30
年合計	305											
平年比 (%)	—											

※平年：昭和40年～令和7年までの61年間の平均値

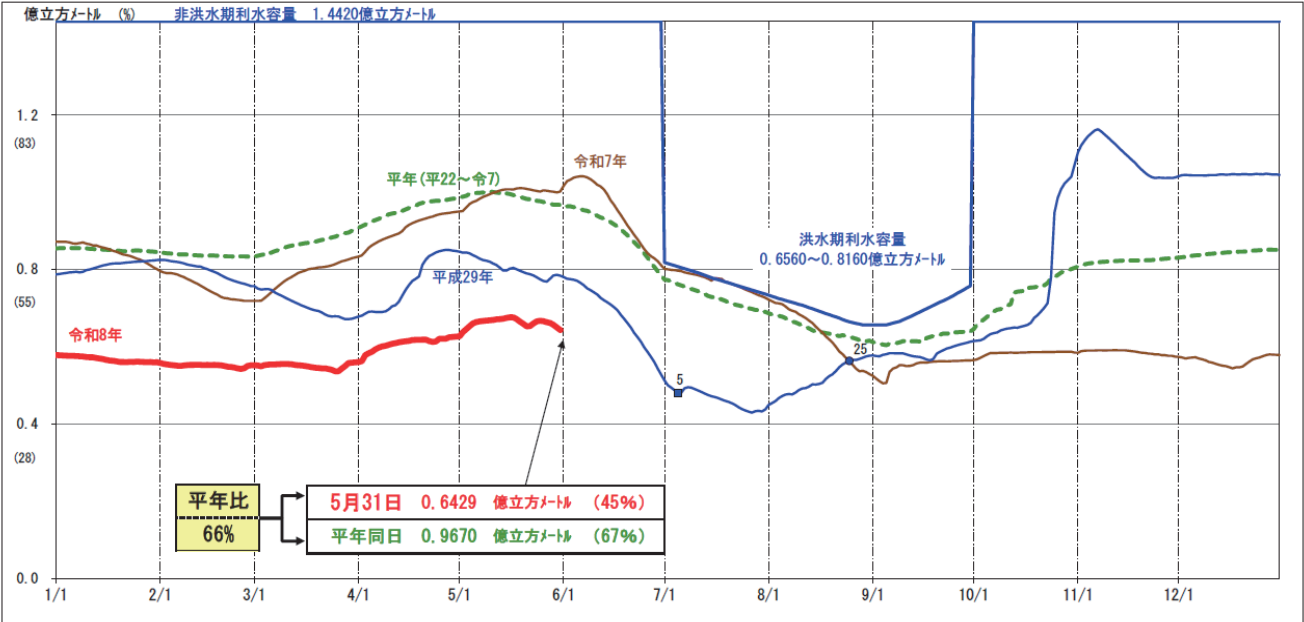
※端数処理の関係で合計欄の数値が合わないことがあります。

注）このグラフに使用しているデータは速報値のため、後日訂正することがあります。

過去の取水制限及び給水制限			
年	荒川水系取水制限	取水制限 最大 (%)	給水制限 最大 (%)
	実施～解除		
平成 29	7/5～8/25	20	—

荒川水系取水制限 実施：□

解除：○



（7）渇水

平成8年夏期渇水における給水制限等の状況

制限の段階	制限内容			影響地域	都の対応	取水制限経過
	期間	給水制限率等	制限時間			
節水呼び掛け	8/13 ～ 8/15					8/13 三郷・利根川河口堰 ^{せき} 不安定分119万m ³ /日削減
自主節水	8/16 ～ 8/20	(節水目標) 一般使用者5% 大口使用者10%			8/16 水道局渇水対策本部設置	8/16 取水制限一律10% (計 154万m ³ /日) 8/20 取水制限一律20% (計 188万m ³ /日)
給水制限	8/21 ～ 8/23	制限率 10% (節水目標) 一般使用者10% 大口使用者15% (100m ³ 超)	22時～6時	〔一部高台や水道管末端地区〕 給水制限率10%時 ・区部 3区 1.6万世帯 杉並区、世田谷区等 ・多摩 1.0万世帯 東村山市、小平市等 (減・濁水の苦情なし)		8/23 取水制限一律30% (計 223万m ³ /日)
	8/24 ～ 8/30	制限率 15% (節水目標) 一般使用者15% 大口使用者20% (100m ³ 超)	22時～6時 13時～17時	(減・濁水の苦情なし) 給水制限率15%時 ・区部 7区 6.0万世帯 豊島区、杉並区等 12市 2.7万世帯 ・多摩 東村山市、小平市等 (減・濁水の苦情なし)		8/28 取水制限一時緩和
	8/31 ～ 9/25	制限率 10% (節水目標) 一般使用者10% 大口使用者15% (100m ³ 超)	22時～6時		9/25 水道局渇水対策本部解散	8/31 取水制限一律20%再開 9/9 取水制限一時緩和 9/11 取水制限一律20%再開 9/14 取水制限一時緩和 9/25 取水制限全面解除

参考資料

昭和３９年以降における渇水状況

年 度		取 水 制 限				給 水 制 限 等		
		制 限 期 間	制限率等 (%)	制 限 量 (万㍴/日)	削 減 日 数	制 限 期 間	制 限 率(%)	日 数
昭和	38 39					38.11. 5～39. 4.17	3 0	5 1 1
						4.18～ 6.14	2 5	
						6.15～ 7. 8	1 5	
						7. 9～ 7.20	2 5	
						7.21～ 8. 5	3 5	
						8. 6～ 8.14	4 5	
						8.15～ 8.24	5 0	
						8.25～ 9.13	3 0	
						9.14～ 9.30	2 5	
						39.10. 1～40. 3.31	1 5	
	40	5. 1～ 5.18	相模川	2	1 8			
	42	6. 1～ 6. 5	相模川	4	4 1			
		6. 6～ 6. 7		6				
		6. 8～ 6.21		1 0				
		6.22～ 7. 7		1 8				
		7. 8～ 7.11		1 3				
	46	7.16～ 9. 1	相模川	2	4 8			
	47	6.24～ 7. 4	—	1 1 5	2 2	6.24～ 7. 4	1 0	2 2
		7. 5～ 7.15	—	1 5 5		7. 5～ 7.15	1 5	
	48	8. 2～ 8.15	不安定分	1 2 0	3 6			1 8
		8.16～ 8.20	1 0	1 5 0		8.20～ 8.21	5 (大口使用制限)	
		8.21～ 8.31	2 0	1 8 0		8.22～ 9. 6	1 0	
		9. 1～ 9. 6	—	9 0				
	53	6.22～ 6.28	不安定分	1 2 0	7 0			6 7
			不安定分	1 2 0		8. 1～ 8.10	節水呼び掛け	
		8.10～ 8.27	1 0	1 5 0		8.11～ 8.27	7	
		8.28～ 9.21	2 0	1 8 0		8.28～ 9.21	1 0	
		9.22～10. 6	1 0	1 5 0		9.22～10. 6	7	
	54	6.22～ 7. 8	不安定分	4 0	5 8		節水呼び掛け	4 1
		7. 9～ 8.18	1 0	1 5 0		7. 9～ 8.18	1 0	
	55	7. 1～ 8.13	1 0	1 5 0	4 4	7. 1～ 8.13	5 (自主節水)	4 4
	57	7.16～ 7.19	不安定分	1 2 0	2 6			1 7
		7.20～ 8.10	1 0	1 5 0		7.20～ 8. 5	5 (自主節水)	
	59	(S60)1.21～ 3. 4	相模川	4	4 4			
	60	8.28～ 9.13	不安定分	1 3 0	1 7			
	62	6.11～ 6.15	不安定分	1 3 0	7 6			7 1
		6.16～ 6.21	1 0	1 6 0		6.16～ 6.21	5 (自主節水)	
		6.22～ 7. 1	2 0	2 0 0		6.22～ 7. 3	1 0	
		7. 2～ 7.29	3 0	2 4 0		7. 4～ 7.29	1 5	
		7.30～ 8.18	2 0	2 0 0		7.30～ 8.25	1 2	
		8.19～ 8.25	1 0	1 6 0				
		5.20～ 9.28	相模川	1 0	1 3 2			
平成	2	7. 3～ 7.22	不安定分	1 2 5	6 5	7. 3～ 7.19	5 (自主節水)	6 5
		7.23～ 8. 2	1 0	1 6 0		7.20～ 8. 2	5 (自主節水強化)	
		8. 3～ 9. 5	2 0	1 9 5		8. 3～ 8.14	1 0	
						8.15～ 9. 5	5 (自主節水強化)	
	5	8. 7～ 8.10	相模川	1 0	4			
		6.25～ 7. 6	相模川	1 0	1 2			
	6	7.15～ 7.21	不安定分	1 1 9	6 7	7.18～ 7.21	節水呼び掛け	6 4
		7.22～ 7.28	1 0	1 5 4		7.22～ 7.28	5 (自主節水)	
		7.29～ 8.15	2 0	1 8 8		7.29～ 8.16	1 0	
		8.16～ 8.29	3 0	2 2 3		8.17～ 8.29	1 5	
		8.30～ 9.19	2 0	1 8 8		8.30～ 9.19	1 0	
	7	(H8)1.12～ 3.27	1 0	3 7	7 6	(H8)2.21～ 3.27	5 (自主節水)	3 6
		(H8)1.11～ 2.20	相模川	1 0	1 0 5			
		(H8)2.21～ 4. 9		2 0				
		(H8)4.10～ 4.24		1 0				
	8	8.13～ 8.15	不安定分	1 1 9	4 4	8.13～ 8.15	節水呼び掛け	4 4
		8.16～ 8.19	1 0	1 5 4		8.16～ 8.20	5 (自主節水)	
		8.20～ 8.22	2 0	1 8 8		8.21～ 8.23	1 0	
		8.23～ 8.30	3 0	2 2 3		8.24～ 8.30	1 5	
		8.31～ 9.25	2 0	1 8 8	2 7	8.31～ 9.25	1 0	
		6.27～ 7. 4	相模川	1 0				
		7. 5～ 7.23		2 0				
		(H9)2. 1～ 3.25	1 0	3 7	5 3	(H9)2. 1～ 3.25	節水呼び掛け	5 3
	13	8.10～ 8.27	1 0	4 0	1 8	8.10～ 8.27	5 (自主節水)	1 8
	24	9.11～10. 3	1 0	3 0	2 3	9.3～10. 3	節水呼び掛け	3 1
	25	7.24～ 9.18	1 0	3 5	5 7	6.18～ 9.18	節水呼び掛け	9 3
	28	6.16～9.2	1 0	3 6	7 9	6.16～ 9.2	5 (自主節水)	7 9
	29	7.5～7.20	荒川	2	1 6			
		7.21～ 8.25		4	3 6			
令和	7	(R8)3.5～ 6.8	相模川	1 0	9 6			

(注１)取水制限期間には、一時緩和期間を含む。

(注２)取水制限において、荒川・相模川以外は、全て利根川水系における取水制限である。

(注３)取水制限における利根川と相模川の制限期間には重複している期間があるが、削減日数についてはそれぞれ単独の削減日数を示した。

(注４)取水制限量は、取水制限期間中の最大値を示した。